



第2弾

10万円

蕨市小規模企業者応援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営環境に置かれている市内の小規模企業者を応援するため、対象となる企業者（個人事業主を含む）に応援金を追加で給付します。
第1弾の給付を受けていない方でも、下記の条件に該当する場合は申請できます。

給付条件

1) **蕨市内で事業を行っている小規模企業者**で、今後も事業の継続を目指していること。

- ・基準日：令和2年9月1日（基準日現在で、法人登記、開業届を提出している企業者）
- ・小規模企業者：中小企業基本法の定義（業種・従業員数）による。

卸売業、小売業（小売店、飲食店）	従業員数
サービス業（生活関連サービス、教育、医療・福祉等）	5人以下
その他（製造・運輸・建設等）	従業員数
	20人以下

※従業員数には、会社役員、個人事業主本人及び同居の親族従業員、パートタイム労働者は含みません。

※フリーランス（個人のうち、自ら運営する事業所を有しない事業者）は、開業届や確定申告書等を基に、事業性があるか否かで判断します。

※NPO法人や公益法人は、確定申告書や事業報告書等を基に、事業性があるか否かで判断します。

2) **新型コロナウイルスの影響により経営が悪化していること。**

- ・前年の事業収入から割り出された月平均収入と、今年2月以降の収入のうち、最も低い月額を比較して、経営の悪化が認められること。

※創業後間もない企業者の場合は、創業後の事業収入等を基に判断します。

申請方法

◆ **申請書に添付書類を添えて、申請期間内に申請してください。**

※第1弾の給付を受けた方は原則、**添付書類の提出を省略できます。**⇒裏面参照

申請期間：**令和2年 9月1日(火) ~ 11月30日(月)** 消印有効

◆ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**申請は原則として郵送**でお願いいたします。

申請先：**蕨市役所 商工生活室** 〒335-8790 蕨市中央5-14-15 Tel048-433-7750

◆ 申請書と申請用封筒（切手不要）は、蕨市ホームページからダウンロードできるほか、蕨市役所商工生活室や市内公民館、蕨商工会議所の窓口等で配布しています。

詐欺や悪徳商法には、十分ご注意ください。

小規模企業者応援金に関して、蕨市が現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることや、給付のために手数料の振込を求めることなどは、絶対にありません。

詳しくは
裏面へ



添付書類の詳細

【個人事業主の場合】

添付書類
【確定申告書類】（青色申告） ・ 2019年確定申告書第一表控の写し、所得税青色申告決算書（1～2ページ部分の写し）
【確定申告書類】（白色申告） ・ 2019年確定申告書第一表控の写し、収支内訳書（1～2ページ部分の写し）
【売上の減少を証明する書類】 ・ 対象月の事業収入額がわかる売上台帳等。 （経理ソフト等から抽出したデータ、エクセル作成データ、手書きの売上帳のコピーなど）
【申請者名義の口座の通帳の写し】 ・ 銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの

【法人の場合】

添付書類
【確定申告書類】 ・ 前年度確定申告書別表控の写し ・ 法人事業概況説明書の写し
【売上の減少を証明する書類】 ・ 対象月の事業収入額がわかる売上台帳等。 （経理ソフト等から抽出したデータ、エクセル作成データ、手書きの売上帳のコピーなど）
【法人名義の口座の通帳の写し】 ・ 銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの

●添付書類の省略について

- ・ 第1弾の小規模企業者応援金（5～7月申請分）の給付を受けた方は、**上記の書類の添付を省略することができます。**
- ・ ただし、小規模企業者の概要（会社名、代表者、住所等）や振込口座に**変更がある場合は、変更後の内容を証明する書類を必ず添付**してください。

申請期間：令和2年9月1日(火)～11月30日(月) 消印有効

申請書と添付書類を受領後、審査の上、指定された口座に振り込みます。

- ・ 申請受付（市役所到着）から給付まで、おおむね2週間程度を予定しています。
- ・ 申請書等に不明な点があった場合は、電話にて内容の確認をすることがあります。
- ・ 審査終了後、速やかに交付決定通知を送付します。支給額、振込予定日が記載されていますので、ご確認ください。